

## 山口県介護事業所 ICT 導入支援事業補助金 Q & A

### 【交付申請等】

NO	Q	A
1	補助金申請をすれば必ず補助を受けられますか。	予算の範囲内での交付になります。今年度は補助額40万円を約140事業所へ補助を予定しております。予算額を超える申請があった場合は広く介護事業所のICT導入を推進する観点から選考します
2	これから開設する事業所は申請可能ですか。	事業計画書の提出日時時点で、対象事業所が開設している必要があります。
3	同一法人で複数の事業所を運営している場合、その事業所毎に申請をすることは可能ですか。	可能です。ただし、審査の際に考慮される可能性があり、全ての申請が採択されるとは限りません。
4	今年度当該補助金を受給した場合、来年度再度申請することはできませんか。	来年度の当該事業の実施については未確定ですが、原則1事業所1回の申請としており、補助額の合計が40万円の範囲内であれば、一定の要件の下、2回目以降の補助も可能としております。詳細は交付要綱第3条第2項を御確認ください。
5	交付決定後、導入予定ソフト等を変更することはできますか。	変更が生じた場合は、交付要綱第8条により県の承認を受ける必要がありますが、変更が生じないように精査の上で当初交付申請をされるようお願いします。
6	補助金の交付はいつになりますか。	実績報告を提出(補助事業が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日まで)のうえ、額の確定をしたのち、交付いたします。
7	対象となるソフト等はいつ購入またはリース契約すればよいですか。	対象となるソフト等については、交付決定日の翌日以降に契約をお願いいたします(交付決定前に契約したものは補助対象外となります。)
8	補助金を受けて取得した機器を処分する場合、何か手続きは必要になりますか。	補助金交付要綱第7条に、「補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。」との規定がございます。補助金を返還していただく可能性がございますので、ご注意ください。

### 【対象期間】

1	年度途中からタブレット等のリースを行う場合、対象となるのはリース開始時から1年間か、それとも当該年度末までか。	リースの場合(歳出科目で「使用料及び賃借料」に該当する場合)には、一定期間ごとにリース代の支払いが想定されるが、実施要綱上「当該年度中」の経費を補助対象としているため、当該年度の3月末までの経費が対象となる。
2	毎月費用を支払う介護ソフトは、「1年分」が対象となるのか、それとも「3月末まで」が対象か。	実施要綱上「当該年度中」の経費を補助対象としており、当該年度の3月末までに支出した経費が対象となる。
3	介護ソフトの5年間の使用権(ライセンス)を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象経費として扱って良いか。それとも按分して当該年度の3月末までの経費を補助対象経費とすべきか。	使用権(ライセンス)購入型の介護ソフトは、使用期限はあるものの、購入時に一括して費用を支払うものであり、性質としてはパッケージ型介護ソフトの購入と同質であると考えられることから、初年度に全額を補助対象経費として扱って差し支えない。

【対象事業所】

1	対象事業所は、総合事業（通所総合事業（通所型サービスB等）の事業所も対象となるか。	介護給付及び介護予防給付の対象ではない総合事業の訪問型サービス又は通所型サービス（以下単に「総合事業」という。）を行う事業所は、「介護事業所」に含まれず、本事業の対象外となる。なお、指定訪問介護又は指定通所介護等と総合事業を一体的に実施している場合であって、指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業等で導入した機器を当該総合事業において使用することにより業務効率化が図られる場合には、指定訪問介護事業所又は指定通所介護事業等で導入した機器を当該総合事業において利用することは可能である。
2	同一敷地内に特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）と通所介護事業所が併設されている場合には、それぞれを独立した1事業所として計2事業所として計算すべきか。それとも併設されているので1事業所とすべきか。	指定ごとに1事業所としてカウントするため、併設されている場合は、2事業所と計算されたい。効率的な運用を前提として機器を共用・流用することは差し支えないが、実質的には特定の事業所のみで活用されるといった、2事業所を対象に補助をした目的に反するような活用にならないようご留意いただきたい。
3	市直営の地域包括支援センターが介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を実施しているが、当該介護予防支援事業所の職員が利用するタブレット等を本事業の対象としても良いのか。	市町村直営・民間運営問わず、介護予防支援事業所において利用する機器等について対象とすることについては差し支えない。ただし、地域包括支援センターの整備費・運営費には充てることが想定していないため、介護予防支援事業所ではなく地域包括支援センターとして実施している事業分については対象とできないため、留意されたい。
4	1次募集で申請中だが、追加を2次募集で申請してよいか。	1次募集での交付金額が確定しておらず、申請限度額を算出することができないため、2次募集の申請はできません。

【要件、補助対象経費等】

1	1月の包括報酬となっているサービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護等）においては、サービス利用表（提供表）に訪問回数を記載するわけではないため、介護ソフトによってはサービス提供1回（1日）の記録と請求が直接リンクせず、一気通貫にすることによりサービス利用表（提供表）が見づらく業務が複雑化してしまう場合がある。このような場合でも、一気通貫の要件は必要となるか。	包括報酬型であるなどサービス利用毎の記録業務と請求業務が結びつかないような場合であって、記録業務と請求業務を一気通貫とすることで逆に請求業務が複雑化するような場合においては、例外的に一気通貫の要件を求めないものとする。なお、業務効率化の観点から、可能な限り、一気通貫となる（転記が不要となる）介護ソフトの導入を検討されたい。
2	本事業で導入したタブレットを職員のシフト調整等のバックオフィス業務やオンライン面会等、一気通貫と関係ない業務に利用することは可能か。	本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が一気通貫になっていない介護事業所がICTを導入することで業務負担軽減することを主目的として想定している。本事業により導入したタブレット端末は、本来は一気通貫のために使用されるべきものであるが、過去に本事業による補助を受けたかどうかに関わらず、一気通貫が実現できていれば、以下の形態により、補助的にバックオフィス業務やオンライン面会に利用して差し支えない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・バックオフィス業務やオンライン面会用のソフトウェアを併せて本事業で導入する。</li> <li>・本事業以外で導入したソフトウェアをインストールする。</li> </ul>
3	本事業において、バックオフィス業務やオンライン面会等、一気通貫とは関係ない業務にのみ使用するタブレット端末やソフトウェアの導入、Wi-Fiの設置工事について補助を受けることは可能か。	本事業は、介護記録入力、情報共有、報酬事務といった事務が一気通貫になっていない介護事業所がICTを導入することで業務負担軽減することを主目的として想定している。そのため、バックオフィス業務やオンライン面会にのみ使用する場合は、本事業の対象とならない。

4	要件の（３）に「必ず介護ソフトをインストールのうえ」とあるが、インストールせずネットワークにアクセスして利用する介護ソフト（ASP型の介護ソフト）は補助対象となるか。	対象となる。
5	介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行っている地域包括支援センターが本事業を活用する場合、標準仕様導入の要件は対象外ということで良いか。	標準仕様は介護予防給付や介護予防支援については対応していないため、標準仕様対応要件は求めない。
6	一気通貫の要件について、1つのソフトではなく複数のソフトを連携させて結果的に一気通貫になる（転記が不要になる）場合にも対象として良いか。	お見込みのとおり、1つのソフトでなくても、複数の介護ソフト間の連携により転記が不要になるのであれば対象となる。また、複数の介護ソフトを連携させるソフトウェアも本事業の対象として差し支えない。なお、交付要綱第3条（2）アに記載のとおり、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象となる。
7	既に一気通貫となっている介護ソフトを利用している事業者が、さらなる一気通貫のために介護ソフトを購入する場合音声入力機能の追加により、記録業務が更に省力化される場合等）は対象としても良いか。	差し支えない。
8	親会社から子会社への販売等、関連法人の間で販売されるソフトウェアは、本事業の補助対象となり得るか。	関連法人であっても、法人格が異なる法人の間で販売やリース等を含む契約が発生するものは、本事業の補助対象と考えて差し支えない。なお、同一法人内でソフトウェアを提供していて、他の事業所に対して一般販売をしており、同価格で当該事業所に対して販売する場合は対象になり得るが、当該事業所の職員がソフトウェア販売やサポート業務等を担っていたり、提供にあたって金銭の流れが発生していなかったりする場合は、対象とするのは適当ではない。また、同一法人内で当該事業者が使用するために個別に開発されるソフトウェアの開発に要する経費は対象とならない。